旭川市立光陽中学校

学校いじめ防止基本方針

令和７年４月（改定）

【目　次】

はじめに　…　1
Ⅰ　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項　…　2
　1　いじめの防止等の対策に関する基本的理念　…　2
　2　市立学校の責務等　…　2
　3　いじめの定義等　…　4
　　⑴「いじめ」の定義
　　⑵いじめの内容
　　⑶いじめの要因
　　⑷いじめの解消
　　⑸いじめの重大事態

Ⅱ　学校が実施するいじめの防止等の取組　…　7
　1　本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）　…　7
　2　生徒が主体となった取組の推進　…　7
　3　いじめの防止等の対策のための組織の設置　…　7
　　⑴学校いじめ対策組織の構成
　　⑵学校いじめ対策組織の体制
　　⑶学校いじめ対策組織の役割
　4　いじめの防止　…10
　　⑴いじめについての共通理解
　　⑵いじめに向かわない態度・能力の育成
　　⑶いじめが生まれる背景と指導上の注意
　　⑷自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実
　5　いじめの早期発見　…12
　　〇いじめ発見・見守りチェックリスト
　　〇家庭用　子どもの様子チェックリスト
　　〇主な相談窓口

　6　いじめへの迅速かつ適切な対処　…16
　　⑴いじめの発見・通報を受けたときの対応
　　⑵いじめを受けた生徒及びその保護者への支援
　　⑶いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言
　　⑷いじめが起きた集団への働きかけ
　　⑸性に関わる事案への対応
　　⑹関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

　7　いじめの解消　…18
　　〇早期発見・事案対処マニュアル
　　〇いじめ事案対応フロー

　8　家庭や地域、団体との連携　…21

　9　関係機関等との連携　…21
　　〇いじめ等に関する相談対応フロー

10　重大事態への対処　…23
　　⑴重大事態の発生と緊急対応
　　⑵学校による調査
　　⑶不登校重大事態に係る対応
　　〇不登校重大事態に係る対応フロー

11　学校いじめ防止基本方針の見直しと公表　…25

12　学校いじめ防止プログラム　…25

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校ではこれまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめを行っている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

Ⅰ　いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめ防止等の対策に関する基本理念

本市においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の基本理念を踏まえ条例第３条において、基本理念を次のとおり規定しています。

ア　いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

イ　いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

ウ　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、いじめは、全ての生徒に関係する問題であると捉え、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行います。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにします。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指します。

２　市立学校の責務

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

> 第５条　市立学校の責務
>
> 市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第２２条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。
>
> ２　市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第２２条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
>
> ３　市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校では、学校いじめ対策組織を設置し、いじめ問題に対して、全校体制で組織的にいじめの防止に取り組みます。

また、いじめの発見又は通報を受けた場合は、学校いじめ対策組織において、直ちに情報を共有します。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認、指導方針等の決定を行います。

市長がいじめの防止等のための対策を実施する際に、協力要請があった場合には、当該組織が中心となって、学校全体でその要請に応じます。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても次のとおり定めています。

（保護者の責務）
第６条　保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。
２　保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
３　保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。
（児童生徒の心構え）
第７条　児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。
２ 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
３ 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
（市民等の役割）
第８条 市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。
２ 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

３　いじめの定義等

（１）いじめの定義

条例では、「いじめ」について、法第２条における定義と同内容であり、いじめを受けた生徒の主観を重視した定義としています。

> （定義）
> 第2条　（1）いじめ
> 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

○　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

○　法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。

○　インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。

○　生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

○　軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第２２条及び条例第５条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

○　けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○　生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（2）いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
○ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
○ 金品をたかられる。
○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

（3）いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

ア　いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。

イ　いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

ウ　いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。

エ　いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

オ　一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

カ　生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

（4）いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（5）いじめの重大事態

重大事態とは、法第２８条第１項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アについては、

・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イについては、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

Ⅱ　学校が実施するいじめの防止等の取組

１　本校のいじめの実態及び令和７年度の目標

令和６年度、本校では「いじめに関する調査」、教育相談等を通じて、４９件のいじめを認知しました。この内、３３件については解消しました。残り１６件については、いじめの行為は止んでいるが、その状態が相当期間経過しておらず、解消に向けて取組中です。調査における質問項目のうち、「いじめはどんな理由があっても許されないことだと思う」と答えた生徒の割合は、どの学年も１００％と、全ての学年で前年度と同様の割合の生徒が「いじめは許されない行為である」という意識をもっていました。

令和７年度も、全ての生徒の意識が「どんな理由があってもいじめは許されない行為」であるという認識のもと、いじめのない学校づくりを進めていけるよう、日常の生徒とのふれあいや教育相談、各種アンケートの実施や分析等を通じて、いじめの防止と積極的な認知に努めてまいります。また、いじめが認知された場合、３か月以内の解消率１００％を達成できるよう、組織的に対処していきます。

２　生徒が主体となった取組の推進

本校では、生徒自らが、いじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会を中心に進めます。具体的な取組として、下記のような活動を企画・運営します。

ア　生徒会を中心にいじめ問題について話し合い、自校の実態に応じた学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定します。
イ　生徒会を中心に「いじめ撲滅」の取組を全校で展開します。
- 「光陽中学校いじめ撲滅宣言」を作成・掲示
- 「いじめ撲滅標語」の募集と掲示
- 生徒会本部や各専門委員会による、いじめ撲滅に向けた呼びかけ

ウ　生活・学習 Act サミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有します。
など

上記の取組を行う際には、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図るとともに、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

３　いじめの防止等の対策のための組織の設置

（１）学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。

設置に当たっては次のことを踏まえて「学校いじめ対策組織」を構成します。

ア　自校の複数の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成する。

イ　「自校の複数の教職員」については、校長をはじめ教頭や主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。

ウ　状況に応じ、教育委員会職員や市職員のほか、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。

エ　「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」や「児童生徒主体の未然防止の取組」、「校内研修の実施」に当たっては、必要に応じて、保護者や児童生徒の代表、地域住民その他の関係者の参画を得て進める。

オ　次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」内にいじめ事案やいじめの疑いがある事案への組織的な対応の中核として機能する「いじめ対策チーム」を設置する。

カ　「いじめ対策チーム」の構成は、校長のほか、教頭や主幹教諭、生徒指導主事など校内の役職者から、学校の実情に応じて決定する。

キ　「いじめ対策チーム」のメンバーの中から「報告窓口担当者」を１名ないし複数名割り当て、うち１名を「いじめ対策推進リーダー」とし、「集約担当者」とする。

ク　「報告窓口担当者」は、他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、教頭や生徒指導主事を当て、「いじめ対策推進リーダー」は、「報告窓口担当者」への報告を集約し、その後の対応をコーディネートする。

ケ　個々の事案への対処に当たっては、関係の深い教職員を追加し、必要に応じて外部の専門家の協力を受ける。

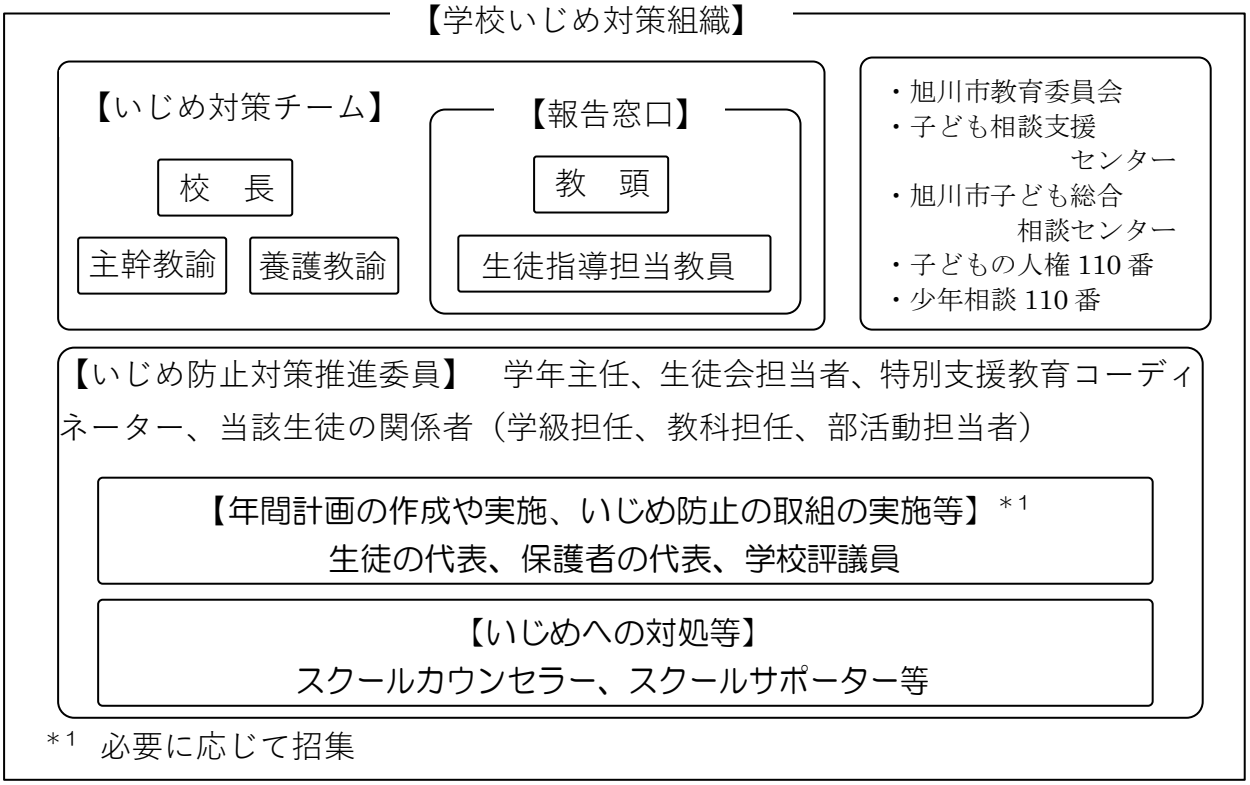

（２）学校いじめ対策組織の体制

本校では、いじめ対策組織の体制を次の通り整備し、いじめ対策組織会議を週に１回開催します。

○　生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口担当者」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制

○　事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制

○　いじめが疑われるささいな兆候や懸念、生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制

○　当該組織に集められた情報は個別の生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制

○　構成員全体の会議と日常的な「いじめ対策チーム」の会議を目的に応じて適切に開催するなど、機動的に運用できる体制

○　いじめの問題に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制

（３）学校いじめ対策組織の役割

当該組織の役割に、次のことを位置付けます。

ア　いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ　いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ　いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ　いじめの情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ　いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

カ　いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

キ　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実行・検証・修正を行う役割

ク　学校いじめ防止基本方針における年間計画(学校いじめ防止プログラム)に基づき、いじめの防止等の校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ケ　学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCA サイクルの実行を含む。)

コ　学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に理解される取組を行う役割

サ　いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う役割

シ　「いじめ対策チーム」の会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し、文書管理規程の保存年限を厳守の上、整理・保管する役割

４　いじめの防止

（１）いじめについての共通理解

ア　いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

イ　教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図ります。

ウ　全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成します。

エ　いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

オ　いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童生徒への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組みます。

（２）いじめに向かわない態度・能力の育成

ア　教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。

イ　家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図ります。

ウ　生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命(いのち)の安全教育」の充実を図ります。

エ　幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

オ　自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

カ　インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、生徒の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態

度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組む。

（3）いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア　いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。

イ　教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

ウ　生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。

エ　学校として「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

オ　「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

カ　配慮を必要とする生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映します。

（4）自己有用感※1や自己肯定感※2をはぐくむ指導の充実

ア　教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。

イ　生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通した個と集団への働きかけを行う。

ウ　自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

エ　自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

（5）児童生徒が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

ア　児童会・生徒会を中心に、いじめの問題について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）を策定します。

イ　生活・学習Ａｃｔサミットで協議された内容を小・中学校で連携して共有します。

ウ　いじめ・非行防止強調月間におけるいじめ防止集会、メッセージコンクール等の開催など、児童会・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

５　いじめの早期発見

早期発見のための措置

本校では、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち、積極的に幅広く認知します。また、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有します。

本校では、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

ア　日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「チェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。

イ　アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施します。個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所には細心の注意を払います。

ウ　生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックシート

年　　組　　記入者　　【記入日　　月　　日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

□　遅刻・欠席・早退が増えた。……〔　　〕
□　保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……〔　　〕
□　用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。……〔　　〕
□　教職員のそばにいたがる。……〔　　〕
□　登校時に、体の不調を訴える。……〔　　〕
□　休み時間に一人で過ごすことが多い。……〔　　〕
□　交友関係が変わった。……〔　　〕
□　他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……〔　　〕
□　表情が暗く（さえず）、元気がない。……〔　　〕
□　視線をそらし、合わそうとしない。……〔　　〕
□　衣服の汚れや傷み等が見られる。……〔　　〕
□　持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……〔　　〕
□　体に擦り傷やあざができていることがある。……〔　　〕
□　けがをしている理由を曖昧にする。……〔　　〕

授業や給食の様子

生徒氏名

□　教室にいつも遅れて入ってくる。……〔　　〕
□　学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……〔　　〕
□　発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。〔　　〕
□　グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。〔　　〕
□　グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。〔　　〕
□　食事の量が減ったり、食べなかったりする。……〔　　〕

清掃や放課後の様子

生徒氏名

□　清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……〔　　〕
□　ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……〔　　〕
□　一人で下校することが多い。……〔　　〕
□　一人で部活動の準備や後片付けをしている。……〔　　〕
□　部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。〔　　〕
□　部活動の話題を避ける。……〔　　〕

家庭用　子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

□　朝、なかなか起きてこない。
□　いつもと違って、朝食を食べようとしない。
□　疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
□　登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
□　友達の荷物を持たされている。
□　一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
□　途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

□　服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
□　すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
□　いつもより帰宅が遅い。
□　電話に出たがらない。
□　お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
□　成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
□　食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

□　持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
□　学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

□　遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
□　友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
□　友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNS などを気にする。
□　いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

□　親と視線を合わせない。
□　家族と話をしなくなる。学校の話をさけるようになる。
□　親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。
スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立光陽中学校　　電話　０１６６－３１―９１７７

主な相談窓口

◆旭川市子どもＳＯＳ電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞　０１２０－１２６－７４４　（いじめなしよ）

＜受付時間＞　平日　８：４５～１７：１５（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談１１０番」（北海道警察）

＜電話番号＞　０１２０－６７７－１１０　　＜受付時間＞　平日　８：４５～１７：３０

◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞　０１２０－００７－１１０　（ぜろぜろなな　の　ひゃくとおばん）

＜受付時間＞　平日　８：３０～１７：１５

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞　０１６６－３１－５５１１　　＜受付時間＞　平日　９：００～１７：００

◆法テラス旭川

＜電話番号＞　０５０－３３８３－５５６６　　＜受付時間＞　平日　９：００～１７：００

◆上川教育局相談電話

＜電話番号＞　０１６６－４６－５２４３　　＜受付時間＞　平日　８：４５～１７：３０

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞　０１２０－３８８２－５６

０１２０－０－７８３１０（２４時間子供ＳＯＳダイヤル）

＜受付時間＞　毎日２４時間　　＜メール相談＞　sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Web サイト＞　https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/

◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞　０１１－２３１－４３４３　　＜受付時間＞　毎日２４時間

◆旭川市子ども総合相談センター

＜電話番号＞　子どもホットライン　　０１２０－５２８５０６（こんにちはコール）

＜受付時間＞　月・木　８：４５～２０：００　　火・水・木　８：４５～１７：１５

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。事前に都合のよい日時をお知らせください。　旭川市立光陽中学校　　電話　０１６６－３１－９１７７

６　いじめへの迅速かつ適切な対処

本校では、いじめの発見又は通報を受けた場合、直ちに「学校いじめ対策組織」において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応します。いじめを受けた生徒を守り、心のケアを行うとともに、いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導します。

（１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア　遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。

イ　児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。

ウ　いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。

エ　発見・通報を受けた教職員は「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。

オ　いじめを受けたとされる児童生徒が関係児童生徒への事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童生徒の見守り等を行います。

カ　いじめと認知した場合は、いじめを受けた生徒及び保護者の意向、当該生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

キ　いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告します。

ク　インターネットやＳＮＳ等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

ケ　いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第 23 条第６項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

コ　生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

（２）いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

ア　いじめを受けた生徒から、事実関係の聴取を迅速に行う。家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝えます。

イ　いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。

ウ　いじめを受けた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくります。

エ　いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った生徒や保護者の理解の下でいじめを行った生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。

オ　いじめを受けた生徒の保護者に対して、当該生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、 当該生徒の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供します。

カ　いじめを受けた生徒が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応します。

（３）いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

ア　いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター(警察官経験者)など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。

イ　事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

ウ　いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。

エ　いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。

オ　児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。

⑷いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

⑹教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられます。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

（４）いじめが起きた集団への働きかけ

ア　いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。

イ　はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

ウ　学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

（５）性に関わる事案への対応

ア　他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対処を行います。

イ　事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編制し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。

ウ　チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底します。

エ　事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。

オ　犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第 23 条第６項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

（６）関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

ア　学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないよう、窓口である教育委員会から、対応への指導・助言を受けるとともに、学校相互間の連携協力を行います。

７　いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の２つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア　いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも３か月止んでいる状態が、継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

イ　いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

また、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。さらに、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、生徒について、日常的に注意深く観察します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

＜いじめの把握＞
- ○　いじめを受けた児童生徒や保護者
- ○　学級担任
- ○　児童生徒アンケート調査や教育相談
- ○　学校以外の関係機関や地域住民
- ○　周囲の児童生徒や保護者
- ○　養護教諭等学級担任以外の教職員
- ○　スクールカウンセラー（ＳＣ）
- ○　その他

＜いじめの報告＞
- ○　把握者　→　報告窓口　→　集約担当　→　校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】
- □事実関係の把握
- □いじめ認知の判断
- □「いじめ対処プラン」の作成（指導方針，指導方法，役割分担等の決定）
- □全教職員による共通理解
- □ＳＣや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】
- ○　いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- ○　いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- ○　周囲の児童生徒への指導
- ○　ＳＣなどによる心のケア
- ○　関係機関（教育委員会，いじめ防止対策推進部，警察等）との連携

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学校	□組織体制を整え，いじめを止めさせ，安全の確保及び再発を防止し，徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき，対策組織で継続して注視するとともに，自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	□いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させるなど，謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど，いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことや，発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	□家庭訪問等により，その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し，家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに，継続的な助言を行う。	□いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意しながら，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○　一定期間（３か月以上）経過後，解消の判断　※解消とならない場合，対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

○　原因の詳細な分析
- □事実の整理，指導方針の再確認
- □スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

○　学校体制の改善・充実
- □生徒指導体制の点検・改善
- □教育相談体制の強化
- □児童生徒理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施

教育内容及び指導方法の改善・充実
- □児童生徒の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の一層の充実
- □人権に関する教育や道徳教育の充実等，児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を高める指導など，授業改善の取組

○　家庭，地域との連携強化
- □学校いじめ防止基本方針や，いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- □学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- □児童生徒のＰＴＡ活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

事案を把握した教職員

報告

学校いじめ対策組織の
報告窓口担当・集約担当

報告

校長・教頭（推進リーダー）

随時開催

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・事実関係把握の方策を協議
・教育委員会や警察との連携

指示

役割分担に基づき，聴取り等により
組織的に事実関係を確認

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・法の定義に基づく認知の判断
・対処プランの策定
・役割分担等の決定　　等

説明

被害児童生徒及び保護者への
対処プランの説明と意向の確認

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・対処プランの決定
・全教職員による共通理解　等

指示

組織的な対処
・被害児童生徒等への支援
・加害児童生徒等への指導助言
・被害児童生徒の保護者への定期的な情報提供
・対応状況の適切な記録　　等

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・支援や指導の状況の共有
・対処プランの見直し
・全教職員による共通理解 等

指示

組織的・継続的な見守りの徹底，
被害児童生徒に寄り添った支援

随時報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・３か月以上経過後，解消の判断

指示

日常的な注意深い観察等，
再発防止に向けた取組の継続

認知後の対応

解消とその後の見守り

把握した情報の速やかな報告
➢ いじめの疑いのある事案を把握した教職員は，速やか（当日のうち）に，報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第２３条第１項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①
➢ いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は，速やかに学校いじめ対策組織会議（又は，対策チーム会議）を開催し，いじめの事実関係把握の方策を協議します。
➢ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は，直ちに警察に相談・通報し，連携して対応します。
➢ 困難ケースに該当する事案については，教育委員会に速報します。
※いじめの定義の３要件を満たす場合は，この時点で積極的かつ幅広く認知した上で，組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認
➢ 役割分担に基づき，速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして，組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②
➢ 事実確認を踏まえ，法の定義に基づき，いじめの認知を判断します。
➢ いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や，関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など，いじめとされる行為の認定に至らないときであっても，いじめ事案として積極的に認知します。
➢ 認知の有無にかかわらず，全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告　いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③
➢ いじめと認知した場合は，当該児童生徒の心身の苦痛の程度，いじめの行為の重大性等を踏まえ，いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で，支援や指導助言の内容や，情報共有の在り方，教職員の役割分担を含む対処プランを決定し，いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処
➢ 策定した対処プランに基づき，いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や，いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言，周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ，スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など，専門家と連携した支援を行います。
➢ いじめを受けた児童生徒が，いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は，学校いじめ対策組織において情報を共有し，困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告　認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④
➢ 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において，支援や指導の状況を共有し，必要に応じて，対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認
➢ 認知後に設定した見守り期間（少なくとも３か月）の経過後，いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し，①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること，②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに，今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤
➢ 上記①及び②について情報共有し，いじめの解消を判断します。
➢ 解消とならない場合は，対処プランを見直し，見守り等を継続します。
➢ いじめが解消した状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

８　家庭や地域、団体との連携

本校では、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

ア　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるように務めます。

イ　学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。

ウ　学校いじめ防止基本方針の内容やいじめの相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、生徒、保護者、関係機関に説明します。

エ　いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明します。

９　関係機関等との連携

本校では、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

ア　いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第 23 条第６項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

イ　いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。

ウ　民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮　　しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

いじめ等に関する相談対応フロー

相談者（児童生徒や保護者等）からのいじめ等に関する相談

※学校の対応状況等を相談者に適宜報告

いじめ・不登校相談窓口（いじめ防止対策推進部）

○相談の受理と相談者への助言
○学校や教育委員会との相談内容の共有について相談者の同意・了承を確認
※もしくは，相談者が学校に直接相談できるよう調整

関係機関及び団体

○相談の受理と相談者への助言
○いじめ防止対策推進部，教育委員会・学校との連携の検討

○いじめ・不登校相談窓口や学校・教育委員会に相談するよう相談者に助言
○相談者の了承を得て，いじめ防止対策推進部や学校・教育委員会に相談内容等を情報提供

旭川市いじめ対策会議（いじめ防止対策推進部，教育委員会）

○学校への確認内容や支援，指導助言の方針・内容等の検討
（警察や児童相談所等の他の公的機関や教育委員会内の関係他課等との連携を要する相談内容については別途対応）

○学校の対応状況の確認と支援や指導助言
・相談者への対応状況
・いじめ対策組織会議の開催状況
・いじめ認知の判断
・いじめ対策組織による対処の状況
※いじめが解消されるまで学校への支援や指導助言を継続
・再発防止に向けた取組の実施状況

○相談者の了承を得られた場合，関係機関及び団体に学校の対応状況等を情報提供

学　校

【相談の受理と情報共有】

○相談を受けた教員等は，相談者の話を傾聴するとともに，いじめの早期解消等に向けて学校が組織的に対応することを相談者に伝える。
○相談を受けた教員等→（学級担任等）→いじめ対策推進リーダー→教頭→校長

【いじめ対策組織会議の開催】

○事実確認及び指導方針等の決定
○いじめ認知の判断　→　教育委員会への報告
○全教職員による共通理解
○対処プランの作成，役割分担等

【いじめ対策組織による対処】

○いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
○いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言や，周囲の児童生徒への指導
○スクールカウンセラーの派遣要請
○関係機関への相談（警察，子ども総合相談センター，旭川児童相談所等）
○いじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

※「早期発見・事案対処マニュアル」に掲載

児童生徒や保護者等からのいじめ等の相談について，市が関係機関及び団体等との連携を行う

10　重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

（１）重大事態の発生と緊急対応

ア　重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談します。特に、法第 28 条第 1 項第 2 号に該当する重大事態(以下「不登校重大事態」という。)の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間 30 日が目安となるが、欠席期間が 30 日に到達する前から教育委員会に報告・相談します。

イ　重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

ウ　いじめを受けた生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。

（２）学校による調査

教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、法第 28 条第 1 項に基づき、既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。

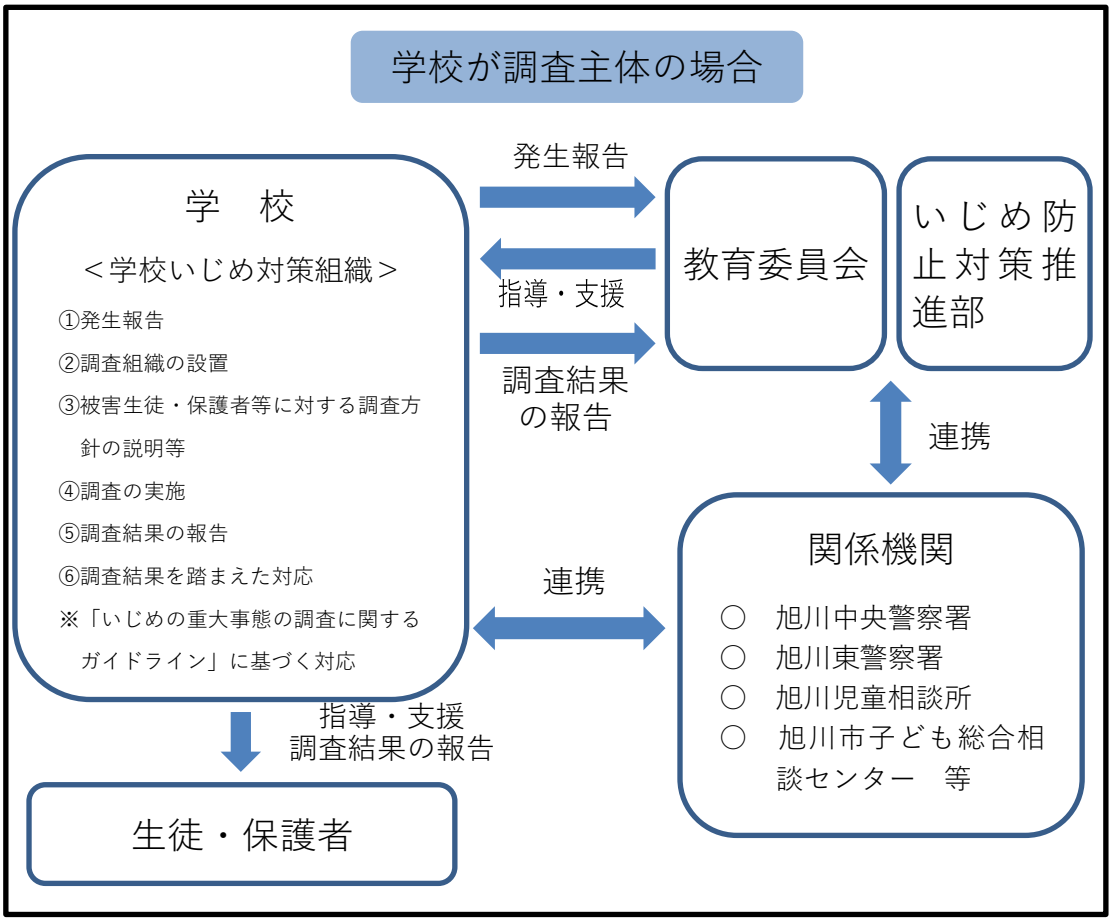

（３）不登校重大事態に係る対応

不登校重大事態に係る対応フロー

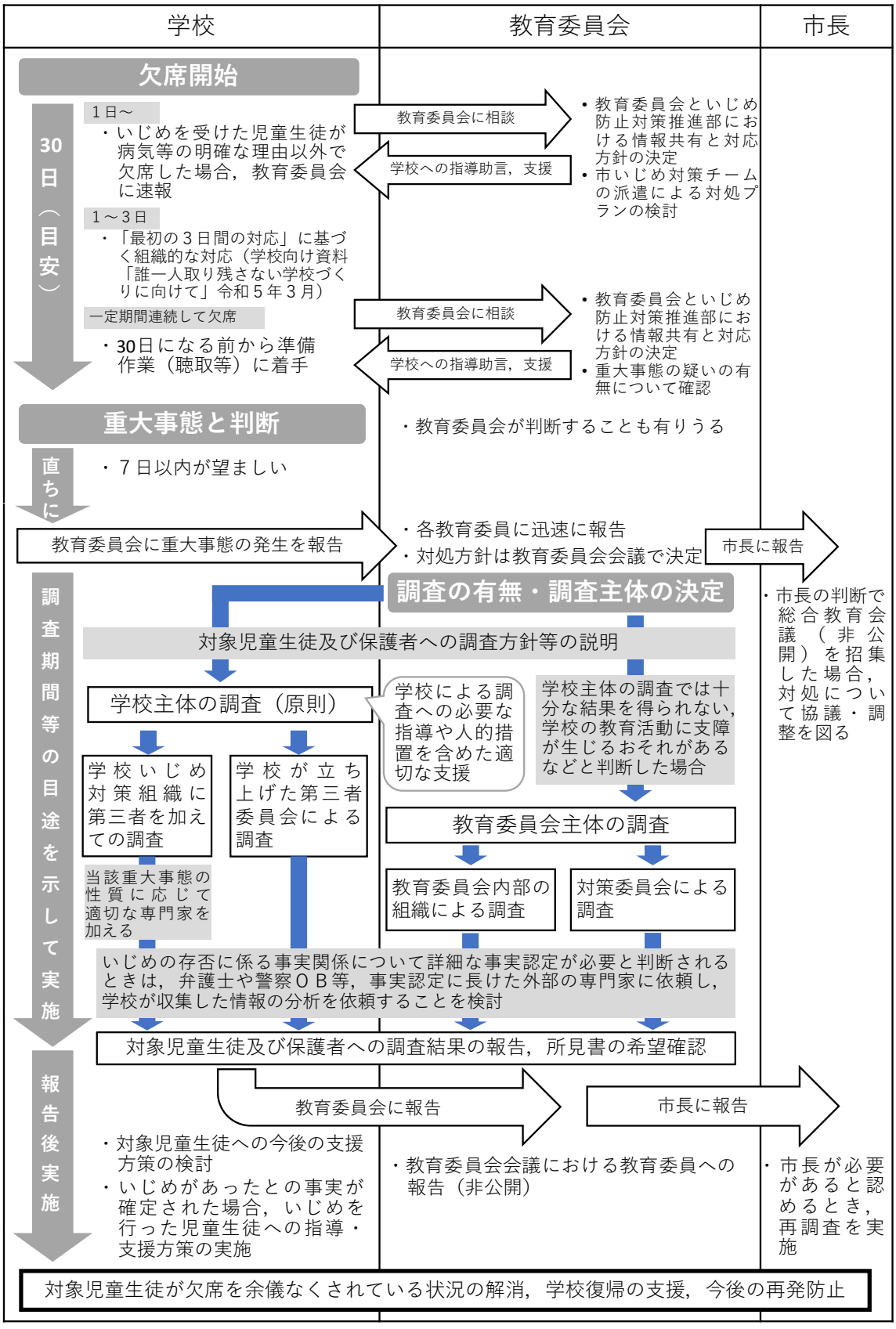

11　学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

本校では、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。また、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、周知を図ります。さらに、入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明します。

12　学校いじめ防止プログラム

※別紙（次ページ）参照

１２　学校いじめ防止プログラム　（１）活動のマトリクス

（２）年間の取組計画

月	項目／学校行事等	ア　道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム	イ　子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム	ウ　社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ　（その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム	備　考
4	始業式 入学式 対面式	＊入学式、対面式準備、会場設営(環) ＊対面式(絆) ＊道徳(居)(いじめ防止)	＊生徒理解研修(居) ＊いじめ撲滅宣言（絆） ＊交通安全宣言の掲示(環)			・ネットパトロール ・情報モラル指導
5	修学旅行	＊体育大会練習(絆)	＊生徒理解研修(居) ＊挨拶運動(絆)	＊花壇ボランティア(環) ＊修学旅行（居）	＊アウトメディア活動(絆)	・教育相談
6	体育大会 中体連	＊放課後学習会(居)	＊中体連壮行会(絆)			・いじめアンケート
7	宿泊研修 終業式	＊遠足(絆) ＊学期末清掃(環)		＊クリーン活動(環) ＊宿泊研修（居）	＊非行防止教室①(居)	
8	始業式			＊愛のパトロール(居)		
9	光陽祭	＊光陽祭学年企画(絆)			＊人権教室(居)	・スマホ状況調査
10				＊職場体験学習(居) ＊小中音楽発表会(絆) ＊中連音楽発表会(絆)		・いじめアンケート ＊教育相談
11	教育相談 三者面談	＊道徳(居)(いじめ防止)	＊生徒理解研修(居)			・教育相談 保護者面談
12	終業式	＊放課後学習会(居) ＊学期末清掃(環)	＊３年生を励ます会(絆)		＊非行防止教室②(居)	・情報モラルチェック
1	始業式					
2		＊放課後学習会(居)				・いじめアンケート
3	卒業式 終了式	＊卒業式準備、会場設営(環)				